

諮 問 事 項

「東京都消費生活基本計画の改定について」

諮 問 の 趣 旨

急速な少子高齢化の進行、長引く経済の低迷、高度情報化の進展など、消費者を取り巻く経済・社会環境は大きく変化している。

また、国においては、消費者行政を一元的に所管する消費者庁が設置されるなど、消費者の立場に立った行政への転換が進められている。

都は、これまでも、高齢者・若者等を狙う悪質商法の撲滅、積極的な消費生活情報の収集・発信、現場の最前線である「東京都消費生活総合センター」の相談・あっせん等による被害救済機能の強化など、全国で最も先進的な取組を実施してきた。

しかし、依然として、悪質商法による消費者被害、製品事故や食品の偽装表示などの問題が後を絶たない状況にある。

このような状況に加え、福島第一原子力発電所の事故の影響による、水や食品の放射能汚染、電力の安定供給に関する消費者の不安の高まりなど、様々な問題が新たに発生している。

都は、こうした新たな課題にも着実に対応し、都民の消費生活の安全・安心の実現に向け、取り組んでいく必要がある。

このため、都の消費生活行政を積極的に推進していく向こう5年間の指針となる「消費生活基本計画の改定について」諮問するものである。